

ご家族登録サービス規約

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

ご家族登録サービスのお申込みにあたり、以下の重要事項をご確認ください。

【重要事項】

□ 「ご家族登録サービス」とは

「ご家族登録サービス」は、契約者（年金支払開始後は年金受取人を指します。以下「契約者等」といいます。）ご本人様が事前にご登録いただいたご家族様の方から当社へお問い合わせがなされた場合に契約内容等の情報開示・提供を行うサービスです。

□ 本サービスの登録

当社との保険契約が消滅していなければ、いつでも契約者等ご本人様のお申し出によりご登録いただけます（ご登録は、任意のものであり、無料となります）。ご登録にあたっては、登録するご家族様に当サービスについてあらかじめご説明いたします。

□ 登録いただけるご家族様の範囲

登録の対象となるご家族様は、以下の範囲からご指定ください。（国内居住の方、成人に限ります。）

（1）契約者等ご本人様の戸籍上の配偶者

（2）契約者等ご本人様の3親等以内の親族

※3親等以内... 親・子・祖父母・兄弟姉妹・孫・甥・姪・おじ・おば等

※ご登録いただけるご家族様は、契約者等ご本人様1名に対して1名のみとなります。

□ 登録されたご家族様への情報開示・提供の内容

登録されたご家族様から当社へ契約内容等のお問い合わせがなされた場合には、当社は、登録されたご家族様に対して、契約者等ご本人様からお問い合わせを受けた場合に開示・提供させていただく範囲と基本的に同じ範囲で契約内容等の情報を開示・提供いたします。ただし、契約者等の名義以外の住所や振込口座、被保険者の健康等の機微情報（センシティブ情報）、および募集代理店にかかる情報等については、情報開示・提供をお断りする場合があります。

□ 情報開示・提供の対象となる契約

登録されたご家族様から当社へ契約内容等のお問い合わせがなされた場合において、例えば、以下の契約が、情報開示・提供の対象となります。ご家族様の登録は契約単位で行えるものではなく、登録されたご家族様に対しては、契約者等ご本人様が当社に対して情報開示・提供を求めることができるすべての契約が対象となりますので、ご注意ください。

・契約者等ご本人様が契約者または年金受取人（年金支払開始後に限ります。）となっているすべての契約（登録後に成立した契約、既に消滅した契約を含みます。）

この場合、登録されたご家族様に対して情報開示・提供を行う範囲は、契約者または年金受取人に対して情報開示・提供を行う範囲に限られます。

・被保険者が死亡したとされる契約のうち、契約者等ご本人様が当該契約の死亡保険金受取人または死亡一時金の受取人であるすべての契約

この場合、登録されたご家族様に対して情報開示・提供を行う範囲は、死亡保険金受取人または死亡一時金の受取人に対して情報開示・提供を行う範囲に限られます。

・生存給付金受取人が指定されている契約のうち、契約者等ご本人様が当該契約の生存給付金受取人であるすべての契約

この場合、登録されたご家族様に対して情報開示・提供を行う範囲は、生存給付金受取人に対して情報開示・提供を行う範囲に限られます。

なお、契約者等ご本人様がお亡くなりになった後に、登録されたご家族様から当社へ契約内容等のお問い合わせがなされた場合であっても、契約内容の一部の情報（例えば、被保険者名・死亡保険金受取人名等）を開示・提供する場合があります。

□ **本サービスのご利用開始時期**

本サービスは、契約者等ご本人様が登録の手続きをされた後、当社から契約者等ご本人様宛にお送りする「ご家族登録サービスお手続き完了のお知らせ」が到着した時点よりご利用いただけます。

したがいまして、上記「お手続き完了のお知らせ」がお手元に到着してから、当社「お客さまサービスセンター」へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

<ご家族様へのご説明のお願い>

上記「お手続き完了のお知らせ」には、登録されたご家族様へお渡しいただけるよう、ご家族様向けの「お手続き完了のお知らせ」を同封いたします。本書面をご登録いただいたご家族様にお渡しいただき、当サービスの主旨ならびに当該ご家族様が連絡先として登録されたことについて、改めて契約者等ご本人様からご説明していただきますようお願いいたします。

□ **保険契約に関するお手続き**

登録されたご家族様による保険契約に関する手続きについては、お取り扱いできません。お手続きが必要な場合は、契約者等ご本人様がお手続きくださいますようお願いいたします。

□ **登録されたご家族様の変更・登録廃止・登録情報変更**

- 登録されたご家族様の変更・登録廃止・登録情報変更については、契約者等ご本人様からのお申し出によりお受けいたします。お手続き完了後、当社は、契約者等ご本人様宛に「お手続き完了のお知らせ」をお送りいたします。なお、この場合、当社では、登録されていたご家族様に対する変更・登録廃止・登録情報変更のご案内はいたしませんので、契約者等ご本人様より登録されていたご家族様に対してお知らせください。また、変更・登録廃止の完了前に、登録されていたご家族様から情報開示・提供を求められた場合には、登録されていたご家族様に対して情報開示・提供を行うこととなりますので、ご了承ください。
- 登録されたご家族様が、上記「登録いただけるご家族様の範囲」に該当しなくなった場合、お亡くなりになった場合または登録された情報に変更があった場合には、契約者等ご本人様は、直ちに、当社に対し、登録されたご家族様の変更・登録廃止・登録情報変更のお手続きを行ってください。

□ **その他**

- 登録を申し出られたご家族様または登録されたご家族様に不都合があると当社が判断した場合、登録をお断りし、または当サービスの利用を停止しもしくは登録を廃止することがあります。
- 当サービスの対象となる保険契約について、契約者等ご本人様の名義変更があった場合は、当該契約については情報開示・提供の対象外となります。なお、この場合、当社では当該契約が情報開示・提供の対象外となった旨のご案内はいたしません。
- ご登録後、情報開示の対象・提供となる契約が全て名義変更により情報開示・提供の対象外となった場合であっても、契約者等ご本人様に新たに情報開示の対象・提供となる契約が生じた場合には、従来ご登録をいただいていたご家族様が登録をされているものとして取り扱います。
- 当社からお送りする各種書類が契約者等ご本人様へ届かなかった場合、年金等の手続きが未了で当社から契約者等ご本人様に請求勧奨を行おうとしても連絡不能な場合など、当社が保険契約管理上または保険金等支払手続き上必要と判断したときには、当社より登録されたご家族様に対してご連絡をさせていただくことがあります。
- 当社は、契約者等ご本人様の事前の承諾なしに、本重要事項の内容を変更または廃止し、また、当サービスの全部または一部を停止できるものとします。この場合、当社は、変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）並びにサービスの停止の範囲および期間等を、契約者等ご本人様に通知するか、または当社のインターネットホームページ等において告知します。

以上